



令和 7 年 10 月 14 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦 様

広島県水道広域連合企業団監査委員 天 野 清 彦
同 長谷川 裕 一

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度決算に基づく資金不足比率について、審査意見を別紙のとおり提出します。

令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見

1 審査の対象

水道事業会計及び工業用水道事業会計の資金不足比率

2 審査の趣旨

資金不足比率の審査に当たっては、各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に従って適正に作成されているか、などの点に主眼をおき、広島県水道広域連合企業団監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局から説明を聴取するなどの方法により慎重に行った。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等の趣旨に従って適正に作成されているものと認められた。

5 資金不足比率の状況

令和6年度決算において、いずれの会計も資金不足は生じていない。

| 区分 | 令和6年度 | 経営健全化基準 |
|-------------------|-------|---------|
| 資金不足比率（水道事業会計） | — % | 20% |
| 資金不足比率（工業用水道事業会計） | — % | 20% |

参考

| 区分 | 概要 |
|---|---|
| 資金不足比率 | 一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、各会計の事業規模に対する比率を表したものである。 |
| <p>【算定式】 (法適用企業)</p> $\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$ $\text{資金の不足額} = \left[(\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費}) - \text{解消可能資金不足額} \right]$ $\text{事業の規模} = [\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}]$ | |

・解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額